

県南広域振興局長告示第 28 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、千貫石土地改良区（胆沢郡金ヶ崎町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 2 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

理事

及 川 哲 朗 胆沢郡金ヶ崎町西根真析 126 番地
佐 藤 雅 則 北上市相去町山根梨の木 15 番地 11
小 澤 武 夫 胆沢郡金ヶ崎町西根中稲沢 2 番地
有 住 房 雄 " " 三ヶ尻清水端 7 番地 4
石母田 幸 一 " " 六原堂所森道下 66 番地 2
小 澤 一 " " 西根藤巻 11 番地 2
佐 藤 功 北上市相去町上成沢 12 番地 3

2 退任

理事

及 川 哲 朗 胆沢郡金ヶ崎町西根真析 126 番地
佐 藤 雅 則 北上市相去町山根梨の木 15 番地 11
石 川 健 一 " " 下三十人町 101 番地
千 田 正 吾 胆沢郡金ヶ崎町西根針山 12 番地
小 澤 武 夫 " " " 中稲沢 2 番地
千 葉 昇 二 " " " 掛越 87 番地
千 葉 正 幸 " " 六原蟹子沢 28 番地 1